

九州大学法務統括室規程

平成22年度九大規程第131号  
制 定：平成23年 3月24日  
最終改正：平成31年 3月29日  
(平成30年度九大規程第130号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、法務統括室（以下「統括室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 統括室は、本学の適正な法務を支援・推進し、法務機能の強化に係る企画・立案等を行う。

(組織)

第3条 統括室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、統括室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、法務監をもって充てる。

2 副室長は、室長の職務を代理し、統括室の業務に関する重要事項を統括整理する。

(室員)

第6条 室員は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、統括室の業務及び事務を処理する。

(協力教員)

第7条 統括室に、必要に応じて、協力教員を置くことができる。

2 協力教員は、本学の専任の教員で、第2条に規定する業務に関し専門的知識を有するもののうちから所属部局長の推薦に基づき、室長が指名する。

3 協力教員は、室長の命を受け、統括室の業務の処理を助ける。

(事務)

第8条 統括室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、法務・コンプライアンス課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、統括室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第62号）

この規程は、平成25年12月27日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第27号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第103号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第111号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第130号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。